

保護者 様

## 保育所におけるアレルギー対応について

アレルギー疾患により保育生活上、特別な注意が必要な場合は、次の内容に関して、保護者の皆様のご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

### 1 保育所で除去を実施する場合

- (1) 医師による診断で、食物アレルギーと判定された。
- (2) 継続的に医師の診断を受けている。
- (3) 家庭でも除去食を実施している。

### 2 生活管理指導表の提出について

- (1) 給食で食物除去やアナフィラキシー対応など、特別な注意が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。なお、指導表作成にかかる必要な経費については、保護者負担をお願いいたします。
- (2) 「生活管理指導表」に基づかない保育や食物除去はお受けできません。
- (3) アレルギー疾患による特別な保育・給食を継続している期間は、最低1年に1回、「生活管理指導表」の提出をお願いいたします。
- (4) 保育所給食において、アレルギーがある子で除去対応が必要ない場合においても、「生活管理指導表」の提出についてご協力をお願いいたします。

### 3 給食対応について

- (1) 給食の除去は、「完全除去」か「完全解除」のどちらかで対応します。ただし、調味料や注意喚起表示の加工食品の除去については摂取不可の場合のみ除去対応します。
- (2) 主に三大アレルギー（卵、乳、小麦粉）に対応した安心献立メニューを作成し、その他のアレルギーにつきましても、安心献立メニューから対応していきませんが、不足する栄養素等は家庭においても補っていただけますようお願いいたします。
- (3) 保護者との除去食対応確認は、当初2～3か月は月1回保育所にて、保護者・所長・クラス担任、調理員で会議を開催し確認を行います。その後は、翌月の献立帳票を月半ばまでにお渡し致しますので、ご家庭でアレルギー確認後、保育所に提出して頂きます。ご家庭で確認いただいた献立帳票を再度保育所で確認し、確定した帳票を保護者へお渡し致します。
- (4) 保育所での保護者との会議は半年に1回行い、除去食対応の確認を行っていきます。

#### 様式④

- (5) 調理作業・配膳スペースが狭く、また、調理器具・食器の洗浄や保管を個別に行うことができないため、微量なアレルギーでもアナフィラキシー症状を発症する場合は給食対応できません。お弁当の持参をお願いいたします。
- (6) 解除する場合は、医師の指示に基づき、保育所で食べる量もしくはそれ以上の量をご家庭で複数回以上試し、問題がないことを確認した上で、申請願います。その際に「除去解除申請書」の提出をお願いいたします。※医師により、部分解除の指示があっても、完全解除の指示がなければ、保育所では解除になりません。
- (7) お子さんの体調を毎日把握し、状況に応じて連絡帳などで報告してください。体調不良の場合にはアレルギー症状を引き起こしやすいので特にご注意ください。

#### 4 お弁当を持参される場合は、次の点に注意してください

- (1) 食材は新鮮なものを使い、当日に良く火を通し、さましてから容器に入れてください。
- (2) お弁当の受け渡しは、保育所と調整した方法にそって実施してください。

#### 5 緊急時に備えた処方薬のお預かりについて

- (1) お預かりする薬は、アレルギー疾患を診察している主治医が処方した薬に限ります。
- (2) 薬をお預かりした場合は、処方日、有効期限等について確認させていただきます。
- (3) 薬は1回分の量をお預けください。
- (4) 薬の容器や袋に、お子さんの名前を書いてください。
- (5) 「エピペン®」をお預かりする場合は、状況確認のための話し合いをさせていただきます。

#### 6 情報管理について

保育所における日常の取り組みおよび緊急時の対応に活用するため、「生活管理指導表」および「緊急時個別対応票」の内容等、お預かりした情報は職員全員で共有させていただきますので、ご了承ください。